

---

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2019/12/24 号 (No. 334)

---

**【最新ニュース・クリッピング】**

## ○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「商標権侵害判断基準」について意見公募(国家知識産権網 2019年12月18日)
2. CNIPA 商標局が法律シンポジウムを開催 商標権授与・確認を議論(中国知識産権资讯网 2019年12月18日)
3. 「外商投資法実施条例(草案)」が国務院常務会議で採択(中国政府網 2019年12月14日)
4. 国家知識産権局、改正「外国地理的表示製品保護弁法」を發布(中国知識産権资讯网 2019年12月12日)

## ○ 中央政府の動き

1. 中米貿易協議、知的財産権保護などで「共通認識」(国家知識産権網 2019年12月17日)
2. 中米経済貿易協定「第1段階」に対する中国側の声明(商務部公式サイト 2019年12月14日)

## ○ 地方政府の動き

1. 山東省煙台市、信用喪失に対する共同懲戒体制を確立(中国打撃侵権工作網 2019年12月18日)
2. 上海、効果的な知的財産権保護システムの構築に注力(中国打撃侵権工作網 2019年12月13日)

## ○ 司法関連の動き

1. 初のバイオ医薬品に関する特許行政事件、最高法院で上訴棄却の判決(中国政府網 2019年12月13日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 河北省市場監督管理局、今年の専利権紛争が 960 件 昨年比 18%増(中国打撃侵権工作網 2019年12月17日)
2. 江蘇省、知財侵害を嚴重に取り締まる 1~11月過料総額は 4800 万元(中国打撃侵権工作網 2019年12月13日)

## ○ 統計関連

1. 中国のコネクテッドカー特許が世界 2 位 コア技術では世界の 5 割超(中国保護知識産権網 2019年12月17日)
2. 中国 1~11月の実行ベース外資導入額が 6%増加(中国政府網 2019年12月14日)

## ○ その他知財関連

1. 第 5 回中国ブランドフォーラムが北京で開催(中国政府網 2019年12月19日)
2. 中国企業総合調査報告書が発表 R&D 支出が年平均 15.4%増(中国知識産権资讯网 2019年12月18日)
3. 「中国電子商取引知的財産権発展研究報告(2019)」が発表(中国政府網 2019年12月16日)

---

●ニュース本文

## ○ 法律・法規等

## ★★★1. 国家知識産権局、「商標権侵害判断基準」について意見公募★★★

「商標権侵害判断基準」に対する意見募集が18日、スタートした。国家知識産権局（CNIPA）は公式サイトにて、「商標権侵害判断基準」の意見募集稿を公表した。

(<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1144721.htm>) 同法案は知的財産権の保護強化に関する国の方針を徹底するための施策として、商標専用権の全面的な保護強化、消費者や生産経営者の合法的権益の擁護、良好なビジネス環境の整備を目指して作成された。

意見募集期間は、2019年12月18日から2020年1月18日まで。下記の方法により改善の意見を提出することができる。

▽電子メール：zhifa@cnipa.gov.cn

▽FAX：010-62083319

▽書簡：北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局・保護司・執法指導処 〒100088

(出典：国家知識産権網 2019年12月18日)

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1144721.htm>

## ★★★2. CNIPA 商標局が法律シンポジウムを開催 商標権授与・確認を議論★★★

国家知識産権局（CNIPA）商標局がこのほど、最高人民法院、北京市高級人民法院、北京知識産権法院とシンポジウムを共催し、改正商標法第4条の適用と、その他の法律との関係について議論した。

改正商標法の第4条に「使用を目的としない悪意の商標登録出願について拒絶しなければならない」という旨の内容が新規追加された。「他の法律との関係を把握し、問題を事前に予測して審理業務の効率向上を図り、悪意による登録行為の抑制における改正商標の役割を一層發揮させるため、今回シンポジウムを開催した」と、商標局責任者が説明した。

シンポジウムにおいて、参会者は改正商標法の適用、商品や商標の類否判断など、商標権の授与・確認に係る課題について議論を交わした。

(出典：中国知識産権資訊網 2019年12月18日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120231](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120231)

## ★★★3. 「外商投資法実施条例（草案）」が国務院常務会議で採択★★★

12月12日、中国国務院の李克強総理が主催する国務院常務会議では、「外商投資法実施条例（草案）」（以下、「実施条例」）が採択された。

来年1月1日から施行される「外商投資法」の着実な実施、そして、法に基づいたさらなるハイレベルの対外開放を推進していくため、国務院常務会議は「実施条例」を承認し、来年1月1日に「外商投資法」と同時に施行することにした。

「実施条例」は外国投資者の関心事項をめぐり、行政法規の面から関係事項を詳細化し、その内容を明確にした。具体的には、▽プロジェクトの申請や土地の提供、税金の減免などの面において、すべての内外企業を平等に扱うこと▽投資保護を強化し、外国投資者や外資系企業に技術の譲渡を強要しないこと▽主管当局は許可条件や申請材料、時間制限などにおいて、外国投資者に対し差別的な要求を出してはならないこと▽外資系企業を法に従って平等に扱わなかったり、技術の譲渡を不法に強要したりする場合の法的責任を明確にしたこと▽香港とマカオの投資者の場合は「外商投資法」と

「実施条例」を参照し、台湾投資者の場合は「台湾同胞投資保護法」及びその「実施細則」に則るが、規定されていない事項は「外商投資法」と「実施条例」を参照すること——の五つの内容が盛り込まれている。

(出典：中国政府網 2019年12月14日)

[http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-12/14/content\\_5461180.htm](http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-12/14/content_5461180.htm)

#### ★★★4. 国家知識産権局、改正「外国地理的表示製品保護弁法」を發布★★★

国家知識産権局（CNIPA）がこのほど公告を出し、改正「外国地理的表示製品保護弁法」を發布、施行すると発表した。公告によると、改正「保護弁法」は、機構の職能、申請手続きの簡素化、保護の強化、ビジネス環境の最適化などの面で改正が行われた。

「外国の地理的表示製品を効果的に保護し、その名称と標識の使用を規範化するための重要な施策である」と、CNIPA 知的財産権保護司の張志成司長が説明した。「保護弁法」の施行により、中国で地理的表示の保護を求める外国人権利者の信頼感を高めるとともに、ビジネス環境のさらなる最適化を法律法規の面で支援することが期待されている。

（出典：中国知識産権资讯网 2019年12月12日）

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120128](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120128)

#### ○ 中央政府の動き

##### ★★★1. 中米貿易協議、知的財産権保護などで「共通認識」★★★

12月13日、國務院新聞弁公室が開催した記者発表会において、国際貿易交渉副代表を務める商務部の王受文副部長が中米貿易協議の第1段階の合意文書に関する声明を発表した。

声明は、平等と相互尊重原則を前提に、両国は第1段階の合意文書の内容について一致に達したとしている。合意文書に知的財産権、技術譲渡、食品・農産品、金融サービスなどの内容が盛り込まれている。

知的財産権分野で達成した共通認識と具体的な内容について記者の質問に答えたとき、王副部長は、双方は知的財産権の保護強化について踏み込んだ議論を行い、営業秘密保護、薬品関連の知的財産権問題、特許有効期間の延長、地理的表示、電子商取引プラットフォームにおける海賊版と模倣品問題、海賊版と模倣品の生産・輸出の摘発、商標の悪意による先駆け登録、知的財産権関連の司法分野の法執行強化などで共通認識を得たと説明した。

（出典：国家知識産権網 2019年12月17日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1144660.htm>

##### ★★★2. 中米経済貿易協定「第1段階」に対する中国側の声明★★★

中米両国の経済貿易チームの共同の努力の下、双方は平等と相互尊重の原則を踏まえ、中米第1段階の経済貿易合意文書について一致した。合意文書は、▽序文▽知的財産権▽技術移転▽食品と農産物▽金融サービス▽為替と透明度▽貿易拡大▽二国間評価と紛争解決▽最終条項——という9つの部分からなる。双方は同時に、中国商品に対する追加関税を段階別に撤廃するという約束を米国側が履行し、関税の引き上げから引き下げへの転換を実現することで一致した。

中国としては、中米両国が世界最大のエコノミーであることから、両国の経済貿易関係を大局からとらえる必要があり、経済貿易協定に合意することは中米両国の国民と世界中の人々の根本的な利益につながり、経済・貿易、投資、金融市場などの面で積極的な効果を得ることができるという認識をしている。

また、協定の関連内容の実施は、知的財産権の保護、ビジネス環境の最適化、市場アクセスの拡大に役立ち、外国企業を含めた中国国内にある各種企業の合法的権益をより良く守ることができ、また、中国系企業の対米経済・貿易活動における合法的権益を守ることにもプラスになると見ている。

（出典：商務部公式サイト 2019年12月14日）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/i/jyjl/e/201912/20191202922160.shtml>

#### ○ 地方政府の動き

##### ★★★1. 山東省煙台市、信用喪失に対する共同懲戒体制を確立★★★

山東省煙台市の知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動指導グループ弁公室がこのほど通達を出し、煙台市の権利侵害・模倣品摘発活動についての詳細な措置と完成期限を明確にした。

インターネット上の権利侵害・模倣品や、農業資材、自動車部品などの分野で多発する模倣品の製造販売について、煙台市の文化・観光局、公安局、農業・農村局、市場监督管理局は年末に地域、部門を跨ぐ横断的エンフォースメントを実施することを決定した。権利侵害・模倣品に係る違法、犯罪を厳しく取り締まることとしている。

信用を守ることを奨励し、信用喪失者を共同で懲罰する体制の確立に向け、煙台市発展改革委員会と中国人民銀行・煙台中心支店、煙台市市場监督管理局は近く、共同懲戒覚書を関連部門とともに締結する。社会信用統一コード制度を全面的に施行し、共同奨励・共同懲罰体制を確立する。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019年12月18日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201912/20191200235068.shtml>

### ★★★2. 上海、効果的な知的財産権保護システムの構築に注力★★★

アジア太平洋地域の知的財産権中心都市を目指す上海市は、効果的な知的財産権保護システムの構築に取り組んでいる。上海市の機構改革により、市知識産権局が商標、専利（特許、実用新案、意匠）、原産地・地理的表示保護などの管理部門として、これらの知的財産権の集中・統一管理を実現した。

市知識産権局は当面、より厳格な保護措置で一流のビジネス環境の構築を促進するよう取り組んでいる。今年、「鉄拳」や「ブルースカイ」などの特別行動において、専利、商標、地理的表示に関わる権利侵害、詐称事件を厳しく取り締まった。1～10月、専利紛争事件の受理件数が233件、結審件数が185件にそれぞれ達し、この中の15件について行政裁決が下された。商標関連違法事件は1221件で、過料総額が1038万9700元に達し、犯罪の疑いがある26件が司法機関に移送された。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019年12月13日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201912/20191200234753.shtml>

### ○ 司法関連の動き

#### ★★★1. 初のバイオ医薬品に関する特許行政事件、最高人民法院で上訴棄却の判決★★★

国内初の遺伝子技術を利用したバイオ医薬品に関連する特許出願の専利復審（審判）行政事件は12月13日、最高人民法院（最高法院）知的財産権法廷で上告側である国家知識産権局（CNIPA）の上訴を棄却する判決が言い渡された。最高法院は一審の判決を維持し、CNIPAに審査決定を改めるよう求めた。

本件は、モノクローナル抗体の遺伝子技術分野に属する「結合分子」という特許出願に関連する。モノクローナル抗体医薬は腫瘍、自身の免疫性疾患などに著しい効果があり、市場潜在力が大きいとされている。

本件出願がCNIPAに提出された後、CNIPA審査部により拒絶されたが、出願人が権利請求を修正した上で、審判請求を提出した。CNIPA審判部が元の拒絶査定を維持したため、出願人は行政訴訟を起こした。その後、北京知識産権法院はCNIPAの審判決定を取り消す判決を下し、CNIPAはこの判決に不服し、最高法院の知的財産権法廷に上訴した。最高法院は判決の中で、表面上明らかな事実であるように見える発明であっても、事実上は進歩性を有する可能性もあると指摘した。

専門家によると、本件判決が特許の進歩性の判断基準、及びバイオ医薬分野のイノベーションと研究開発に大きな影響を及ぼす可能性があるという。

(出典：中国政府網 2019年12月13日)

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/13/content\\_5460877.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/13/content_5460877.htm)

### ○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 河北省市場監督管理局、今年の専利権紛争が 960 件 昨年比 18%増★★★

河北省市場監督管理局は今年、850 件の商標権侵害、詐称事件を摘発した。違反者に総額 1405 万元の過料を科し、犯罪の疑いがある 7 件を公安機関に移送した。今年の専利権侵害紛争事件は 960 件で、昨年に比べて 18%増加した。

河北省は知的財産権の保護に力を入れている。省市場監督管理局（知識産権局）知的財産権保護処の責任者によると、同局は今年、生産、販売、消費の集積地を対象に、人々の健康に係る商品の商標、外国人権利者に係る渉外商標、中国馳名商標、農業に係る商標、地理的表示などに重点を置いて、法執行活動を繰り広げてきた。また、食品・薬品、環境保全、安全操業、電子商取引、展示会、輸出入などの分野における専利（特許、実用新案、意匠）保護の強化にも取り組んでいた。

（出典：中国打撃侵権工作網 2019 年 12 月 17 日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201912/20191200234917.shtml>

★★★2. 江蘇省、知財侵害を嚴重に取り締まる 1～11 月過料総額は 4800 万元★★★

12 月 12 日、江蘇省市場監督管理局は記者会見を開き、知的財産権法執行活動の状況を説明し、2019 年度の知的財産権保護 10 大典型的事例を公表した。

1～11 月、江蘇省は 2558 件の商標関連事件を摘発し、前年同期比 35.77%増加した。違反者に科した過料総額は同 45.53%増の 4807 万 9700 元。摘発した専利（特許、実用新案、意匠）関連事件が 2605 件（過料総額 51 万 7200 元）、地理的表示関連事件が 17 件（過料総額 27 万 7000 元）となっている。

今年の「鉄拳」特別行動において、省市場監督管理局は電子商取引、主要商品取引市場、外商投資の 3 分野に重点を置いて、商標権侵害、専利詐称、専利権侵害、地理的表示侵害、特殊標識侵害の 5 つの侵害行為の摘発に注力していた。

今回発表された 10 大典型的事例には商標、専利、地理的表示、営業秘密、企業名称係争などの事件が含まれている。

（出典：中国打撃侵権工作網 2019 年 12 月 13 日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201912/20191200234732.shtml>

○ 統計関連

★★★1. 中国のコネクテッドカー特許が世界 2 位 コア技術では世界の 5 割超★★★

中国通信学会が発表した「コネクテッドカー知的財産権白書」によると、世界のコネクテッドカー特許の総出願件数は今年 9 月末時点、11 万 4587 件に達した。米国は出願件数が最も多く、3 割を占め、中国は 25%で 2 位であった。一方、コア技術の C-V2X コネクテッドカー通信技術分野では、中国の出願件数が 52%に達し、世界最多となっている。

「コネクテッドカー知的財産権白書」は中国通信学会のネットセキュリティ安全戦略・法律委員会が作成し、中国のコネクテッドカーと知的財産権分野の専門家が執筆した。コネクテッドカー関連の知的財産権の現状、特許運営機構、知的財産権訴訟をめぐって分析を行い、コネクテッドカー分野における知的財産権の発展について提案を行った。

（出典：中国保護知識産権網 2019 年 12 月 17 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/201912/1945525.html>

★★★2. 中国 1～11 月の実行ベース外資導入額が 6%増加★★★

今年 1～11 月期における中国全土の新規設立外資系企業の数 は 3 万 6747 社、実行ベース外資導入額は前年同期比 6%増の 8459 億 4 千万元（1 元は約 15.6 円）だった。商務部がこのほど明らかにした。11 月だけを見ると、実行ベース外資導入額は前年同期比 1.5%増の 935 億 3 千万元となっている。

商務部外資司の責任者によると、ハイテク産業の外資導入額が引き続き高い伸び率を維持している。1～11月のハイテク産業の外資導入額は2407億円で同27.6%増加し、外資導入に占める割合は28.5%に達した。ハイテク製造業は834億3千万元で同5.7%増加し、このうち医薬製造業は43.9%増加し、電子・通信設備製造業は10.6%増加した。ハイテクサービス産業は1572億7千万元で同43.4%増加した。この中で、情報サービス産業、研究開発・設計サービス産業、テクノロジー成果転化サービス産業は前年同期比でそれぞれ28.3%増、60.7%増、67.8%増だった。

中国の東部地域、中部地域、西部地域、自由貿易試験区の外資導入額も増加しつつある。東部、中部と西部の実行ベース外資導入額は前年同期比でそれぞれ6.0%増、5.6%増と7.3%増だった。自由貿易試験区の実行ベース外資導入額は1212億6000万元で、全体の14.3%を占めた。

(出典：中国政府網 2019年12月14日)

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/14/content\\_5461043.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/14/content_5461043.htm)

#### ○ その他知財関連

##### ★★★1. 第5回中国ブランドフォーラムが北京で開催★★★

人民日報社が主催する第5回中国ブランドフォーラムが18日、北京で開催された。政府の主管当局、企業、研究機関の代表300人以上が一堂に会し、「品質立国、ブランド強国」をテーマに、一歩踏み込んだ対話と交流を展開した。

人民日報社の李宝善社長は挨拶の中で、ここ数年来、中国ブランドは著しい成長を遂げている一方、本当の意味で世界で名を馳せる中国ブランドの数は少なく、中国の世界第二位のエコノミー、ナンバーワンの製造業大国という地位に相応しくないと指摘した。さらに、▽ブランドを育成するには意識だけでなく、行動も必要▽ブランドを保持するためには品質の追求と品位の向上が必要▽ブランドを発展させるためには独自イノベーションのほか、イノベーションの融合も必要▽ブランドを構築するためには企業が努力するほか、良好なブランド生態の構築も必要——の4点を提案した。

今回フォーラムでは「中国ブランド発展指数」が発表された。華為（ファーウェイ）や阿里巴巴（アリババ）、上汽集団など100社が「中国ブランド発展（企業）指数トップ100」にランク入りした。また、フォーラムの一環として、業界の細分化やブランドのモデルチェンジ、アップグレードに焦点を当てた「一県一品ブランド育成発展」サブフォーラムも開催された。

(出典：中国政府網 2019年12月19日)

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/19/content\\_5462239.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/19/content_5462239.htm)

##### ★★★2. 中国企業総合調査報告書が発表 R&D支出が年平均15.4%増★★★

12月18日、中国企業総合調査報告書成果発表会が北京で開催された。報告書によると、特許やブランドに対する意識の向上に伴い、企業による研究開発の投入、産出は増加しつつある。中国企業はイノベーション主導のモデル転換プロセスに入っていることが示されている。

中国企業総合調査（China Enterprise General Survey）は武漢大学の質量発展戦略研究院が実施した。中国の東部、西部、南部、北部、中部からそれぞれ1つの代表的な省（江蘇、四川、広東、吉林、湖北）を選んで、2000社余りの企業と2万人以上の従業員を対象に、大規模な調査を3回行い、データを収集した。

アンケートに回答した企業は2015年から2017年までの3年間、研究開発投入（R&D支出）が年平均15.4%増加した。生産方法の革新を行っている企業の割合は64.2%、製品の革新を行っている企業の割合は59.5%で、より多くの企業はイノベーション主導の成長を重視するようになってきていることがうかがえる。

(出典：中国知識産権资讯网 2019年12月18日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120222](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120222)

## ★★★3. 「中国電子商取引知的財産権発展研究報告（2019）」が発表★★★

「中国電子商取引知的財産権発展研究報告（2019）」がこのほど北京で発表された。同報告書によると、中国の電子商取引の知的財産権保護をめぐる取り組みの成果は著しく、保護規則体系が整備されつつある。主な電子商取引プラットフォームは信用評価システムや規則違反処罰システム、技術データ活用などの方式を通じてプラットフォームの効果的なコントロールと管理を実現している。

2018年に電子商取引分野で処理された専利（特許、実用新案、意匠）権侵害および模倣品関連事件は合計3万3025件に上り、前年比で66.4%増加した。

国家知識産権局は、オンライン上の地域を跨いだ協力調整メカニズムの整備を推進してきた。地方の知識産権局とECプラットフォームとの協力強化を推し進めるため、浙江省で「中国電子商取引専利法執行権益保護協力調整センター」を立ち上げ、現時点で25の省が協力枠組みに加わった。また、重点エリアの電子商取引分野では特別対策を徹底し、オンライン・オフラインが一体となった協同的ガバナンスを強化し、電子商取引分野における知的財産侵害の違法行為を効果的に抑制した。

（出典：中国政府網 2019年12月16日）

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/16/content\\_5461439.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/16/content_5461439.htm)

## 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

## 【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!/?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!/?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

## 【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

## 【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

## 【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved